

東京こどもすくすく住宅認定制度等における認定マーク取扱要領

令和 6 年 10 月 24 日

6 住民安第 4 0 2 号

改正 令和 7 年 4 月 25 日

7 住民安第 2 2 5 号

改正 令和 7 年 6 月 16 日

7 住民安第 4 8 9 号

第 1 目的

本要領は、東京こどもすくすく住宅認定制度及び東京こどもすくすく住宅供給促進事業（以下「認定制度等」という。）において、東京都（以下「都」という。）が設計認定又は認定を行った住宅である旨を示すマーク（以下「認定マーク」という。）の取扱いについて、東京こどもすくすく住宅認定制度要綱（平成 28 年 2 月 22 日付 27 都市住民第 1444 号。以下「制度要綱」という。）第 32、東京こどもすくすく住宅供給促進事業補助金交付要綱（令和 5 年 4 月 7 日付 5 住民安第 27 号。以下「交付要綱」という。）第 39 の規定に基づき、東京都公有財産規則（昭和 39 年東京都規則第 93 号）及び東京都著作権取扱要綱（平成 10 年 7 月 10 日付 10 財管総第 50 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 定義

- 1 本要領で使用する用語は、制度要綱、東京こどもすくすく住宅認定制度実施要領（平成 28 年 2 月 22 日付 27 都市住民第 1445 号。以下「制度要領」という。）及び交付要綱で使用する用語の例による。
- 2 本要領において認定マークとは、別紙「東京こどもすくすく住宅」認定マークデザインガイドマニュアル（以下「デザインマニュアル」という。）に定める図案のうち、カラー又は白黒からなる、図形及び文字列の範囲（別紙 1）をいう。
- 3 認定マークに含まれる「東京こどもすくすく住宅」の文字列は、都の登録商標（商標登録第 6748973 号）であり、商標登録された役務の範囲（別紙 2）のうち、商品及び役務の区分第 42 類における「住宅に関する品質・性能基準の検査又は評価」（以下「使用指定役務」という。）の内容について、広報・宣伝活動を行うことを目的として、都のみが利用できるものである。

一方、認定マークは都の登録商標である当該文字列及び、都の著作物である図形が一体で利用されるマークであり、第 6 において、当該文字列及び図形それぞれを単独で利用することは認めない旨を規定している。

加えて、認定マークの利用に当たっては、第 4 の 3 の規定に基づき、第 3 に規定する者が使用指定役務の範囲で、設計認定又は認定を受けた住宅（以下「認定住宅」という。）について、設計認定又は認定を受けた事実を表示する目的にのみ、利用できることとしている。

よって、「東京こどもすくすく住宅」の文字列を含む認定マークの利用については、都の登録商標の使用には当たらないと解し、認定マークを著作物として第 3 に規定する者に利用させるものである。

なお、登録商標の使用許諾については、本要領において、取扱いを定めるものではない。

第3 認定マークを利用できる者

- 1 本要領に基づき、認定マークを利用できる者は、次の(1)から(4)までに掲げる者とする。
 - (1) 交付要綱第10の1の規定に基づき、補助金の交付決定を受けた補助対象事業者
 - (2) 制度要綱第2の(8)に規定する認定事業者
 - (3) 制度要綱第11の1、第11の2、第21の1又は2の規定により選任された管理・運営責任者
 - (4) 認定を受けた分譲集合住宅において、制度要領第4に規定する認定基準に適合する住戸（以下「認定住戸」という。）の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する者をいう。）又は認定を受けた分譲戸建住宅において、制度要領第7に規定する認定基準に適合する住宅の所有者
- 2 1の規定にかかわらず、1(1)から(4)まで以外の者は、本要領によらず東京都著作権取扱要綱により取り扱うものとする。

第4 認定マークの利用範囲

- 1 認定マークの利用に当たっては、第5に定める利用許諾手続を経て、デザインマニュアルに基づき行うものとする。
- 2 前項に係る利用期間等は、以下のとおりとする。
 - (1) 第5により都から許諾承認通知書を受けた日から利用できる。
 - (2) 利用期間の上限は設計認定、認定を受けた日又は認定を更新した日から5年間とする。
- 3 1に係る利用目的は、認定住宅について、設計認定又は認定を受けた旨の表示に限る。
- 4 認定マークについて、その利用方法は3の利用目的に沿ったものとし、利用できる作成物はパンフレット、カタログ、のぼり、看板、ウェブサイト、チラシ、カード、ダイレクトメール又はステッカー（建物に掲示するもの）のうち、次の各号のいずれかに該当するものに限る。
 - (1) 第3の1に掲げる者が制作、発行及び管理を行うもの
 - (2) 第3の1に掲げる者と、認定住宅又は認定住戸の賃貸・売却に向けて、契約した不動産仲介業者が本要領の規定を遵守の上、制作、発行及び管理を行うもの
 - (3) 第3の1に掲げる者又は(2)の不動産仲介業者と契約し、認定住宅又は認定住戸の広告掲載を行う不動産情報サイトの運営事業者等が本要領の規定を遵守の上、制作、発行及び管理を行うもの
- 5 1から4までの規定にかかわらず、以下に掲げる事項に該当する場合は利用することができないものとし、利用を許諾しない。
 - (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
 - (2) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。
 - (3) デザインマニュアルに定められた利用方法に従うものでないとき。
 - (4) 都及び本制度のイメージや品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
 - (5) 有償頒布（販売）する商品や、有償提供サービスに使用する製品に提示するとき。
 - (6) 第三者にマークを利用させるなど、都が有する著作権の侵害に当たるとき。
 - (7) 第三者の利益を害すると認められるとき。
 - (8) その他都が不適当と認めるとき。

第5 認定マークの利用許諾手続

- 1 本要領に基づき認定マークを利用しようとする者（以下第5において「申請者」という。）は「東京こどもすくすく住宅」認定マーク利用申請書（別記第1号様式）を都に提出しなければならない。
- 2 都は、1の規定による提出があった場合、内容を確認した上で、利用を許諾するときは「東京こどもすくすく住宅」認定マーク利用許諾承認書（別記第2号様式）により、利用を許諾しないときは書面により申請者に通知するものとする。
- 3 2の規定による許諾に当たっては、都は必要な条件を付すことができる。

第6 利用上の遵守事項

- 1 第5により許諾を受けた者（以下「利用者」という）は、認定マークの利用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - 一 デザインマニュアルに定められた色、形等のデザインや利用方法に従うこと。
 - 二 第三者に利用させること（再利用許諾）は認めない。
 - 三 自己のものとして商標又は意匠目的に利用すること及び登録出願することは認めない。
- 2 認定マークは「東京こどもすくすく住宅」の文字列と図形を一体で利用するものとし、当該文字列、図形をそれぞれ単独で利用することは認めない。
- 3 認定マークを表示する際、東京都の設計認定又は認定を受けている旨を併記することとし、併記しない場合、認定マークの利用を認めない。なお、併記方法は、デザインマニュアルを参照すること。

第7 利用許諾の取消

- 1 利用者が次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、認定マークの利用許諾を取り消すものとする。
 - 一 第4の3に規定する利用目的又は第4の4に違反したとき。
 - 二 第4の5、第6に違反した認定マークの利用が認められたとき。
 - 三 制度要綱の規定により設計認定又は認定が取り消されたとき。
 - 四 その他不適切な認定マークの利用等が認められたとき。
- 2 都は、1に規定する利用許諾の取消しを行ったときは書面により当該取消しを受けた利用者に通知するものとする。
- 3 1の規定により利用許諾の取消しを受けた利用者は、認定マークの利用を直ちに中止するとともに、第4の4に規定する認定マークを利用した作成物が流通しないための措置を講じなければならない。
- 4 都は、1に規定する利用許諾の取消しを受けたことにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

第8 著作権の帰属及び著作権使用料

- 1 認定マークの著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は都に帰属する。本要領に基づき利用許諾を受けたことにより、当該著作権が移転するものではなく、利用者は当該著作権を行使することはできない。
- 2 本要領に基づく認定マークの利用許諾に係る著作権使用料は、東京都著作権取扱要綱による。

第9 免責

認定マークの利用により生じたいかなる損害に対しても都は一切の責任を負わない。

第10 所管

認定マークの利用に係る事務は、東京都住宅政策本部民間住宅部安心居住推進課が所管する。

第11 その他

本要領に定めのない事項については、別途知事が定めるものとする。

附 則

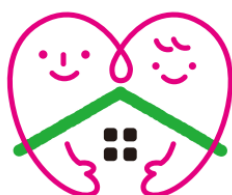
この要領は、令和6年10月24日から施行する。

附 則

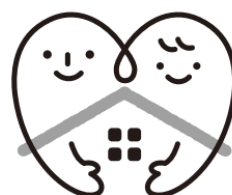
この要領は、令和7年4月16日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年5月16日から施行する。
- 2 令和7年5月16日よりも前に、要領第5の1の申請を行ったものについては、この要領の規定にかかわらず、なお、従前の例による。



東京こどもすくすく住宅



東京こどもすくすく住宅

【別紙 2】

商標登録された「東京こどもすくすく住宅」（商標登録第 6748973 号）の商品及び役務の区分第 36 類及び第 42 類について

第 36 類 建物の貸与、建物の貸与に関する情報の提供、建物の賃借の代理又は媒介、建物の賃借の代理又は媒介に関する情報の提供、建物の売買、建物の売買に関する情報の提供、建物の売買の代理又は媒介、建物の売買の代理又は媒介に関する情報の提供、建物の管理、建物の管理に関する情報の提供、建物又は土地の鑑定評価、建物又は土地の鑑定評価に関する情報の提供、建物又は土地の情報の提供

第 42 類 住宅に関する品質・性能基準の検査又は評価、住宅の登録制度に関する適合状況の調査又は研究、住宅の設計に関する助言・指導、住宅の設計に関する情報の提供